

ＪＩＣＡ環境社会配慮助言委員会 第16回全体会合

2011年9月2日（金）15:30～18:30

ＪＩＣＡ研究所 600号研修室

議事次第

1. 開会

2. 案件概要説明済み等のWGスケジュール確認（別紙1参照）

- (1) バングラデッシュ ダッカ都市交通網整備事業（有償）環境レビュー
- (2) フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業 CLLEX（有償）DFR
- (3) ポートビラ港多目的埠頭整備計画 スコーピング案
- (4) フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業；CLLEX（有償）環境レビュー
- (5) 南スーダン「ナイル架橋建設計画」（無償）DFR

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) インド デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ3）（有償）環境レビュー
- (2) インドネシア ジャカルタ都市高速鉄道東西線（有償）スコーピング案

4. その他

- (1) 環境社会配慮助言委員補充とWGの効率化について
- (2) 協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安の改定について
- (3) 環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項

5. 今後の会合スケジュール確認他

- ・ 次回全体会合（第17回）：10月3日（月）14:30から（於：JICA本部）

6. 閉会

以上

環境社会配慮助言委員補充と WG の効率化について

1. 経緯

今年度 7 月末現在での WG 開催回数は 17 回、延べ参加委員数は 100 人で、平均 5.9 人となっている。
5 月末の段階で今年度開催予定の助言委員会 WG が約 80 件予定されていたが、案件数増とともに WG 開催数増が想定され、これに伴う当該 WG 担当委員、特に主査へのさらなる負担増が予想される。
上記を基に今後の開催回数を仮に 70 回と想定すると、延べ 412 人(=5.9 人×70 回)、委員当たりの WG 参加回数は 21.7 回(=412 人÷19 人)となる(月平均 2.7 回)。

2. 改善案

上記負担を軽減するため、常勤助言委員の補充(3 名)を行い、併せて WG 当たりの参加委員数を原則 4 名とする。これにより、WG 参加委員数 12.7 回(=4 名×70 回÷22 名)となり、委員当たりの負担を 2/3 に軽減することが可能となる(月平均 1.6 回)。

(1) 委員補充

- 1) 補充委員数
3 名

- 2) 補充委員の選考方法

- a) 候補者選考の要件

- ・ 環境社会配慮に関連する社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転等の専門分野に対して知見と実務経験を持つこと。
- ・ JICA 事業について、十分な知識を有すること。
- ・ 英語と日本語に堪能なこと。
- ・ 次の専門性があることが望ましい:生態系(哺乳類、植物、鳥類等)、環境行政等。

- b) 助言委員会設置要項による規定

補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。

- c) 候補者の検討

助言委員または JICA からの提案により候補者を立てる。

- d) 委員の選考

JICA により書類選考、面接選考を行い、選考結果について委員長、副委員長の 3 名に確認を行なう。選考結果は選出者の経歴等と併せて委員会全体会合で報告し、助言委員会設置要項に従い、同委員を委嘱することを委員会で確認する。

- e) 委嘱期間

現委員の委嘱期間終了まで

- f) 選考スケジュール

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 9 月 9 日(金)まで | 助言委員または JICA からの候補者提案 |
| 9 月 16 日(金) | 書類選考 |
| 9 月 27 日(火) | 面接選考 |
| 10 月 3 日(月) | 第 17 回全体会合において、当該委員の委嘱について確認 |
| 10 月 5 日(水) | 合格者、不合格者全員に結果通知 |

※10 月 3 日以外は仮日程

(2) WG 参加委員

原則 4 名以上

これまでどおり WG 日程における担当委員の暫定依頼を行う。案件が確定した段階及び全体会合における概要説明を経て、その他委員からの参加関心表明がある場合には、担当委員間の組み換え等により可能な範囲で人数の調整を行う。

以上

協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安 の改訂について（修正版）

1. 検討課題

協力準備調査（PPP インフラ事業）スキームにおいては、以下の特徴により、① 環境社会配慮調査が案件形成の初期段階で部分的にしか行われない、② 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）（以下「JICA ガイドライン」）3.1.2 に記載されるプロジェクト形成調査で求められる手続きの全てを実施することが出来ないため、同調査において環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」）での検討が十分にできない場合がある。

（１）提案型調査

相手国政府の要請に基づかない民間提案をベースにした調査であるため。案件形成の早期段階の事業も含まれ、熟度が高くない場合がある。

（２）想定される調査結果

調査費用は、一律上限額の範囲内で行うこととなっている。他方、対象事業は案件形成の早期段階かつ事業規模が大きい事業も含まれており、上記（１）の事情もあり、同調査の成果品として、必ずしもそのまま JICA や国際金融機関の審査で活用できる熟度の報告書が期待されるわけではない。

（３）段階別の調査

上記（２）の事情から、環境社会配慮調査が案件形成の初期段階で部分的にのみ行われる調査については、別途協力準備調査等補完調査の実施を前提とした調査計画となっており（平成 22 年度第 6 回全体会合資料を参照）、同調査に加えて補完調査が完了した段階で、JICA ガイドラインで求められる手続きが全て満たされる調査計画となっている。

他方、JICA ガイドライン 3.1.2 及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安」（2010 年 3 月）（以下、「運用目安」：別添 1）では、案件形成の初期段階のみ部分的に行う調査を想定していない。

従って、上記（１）～（３）のような特徴を有する協力準備調査（PPP インフラ事業）や、その他二段階以上で実施する協力準備調査の場合、どのタイミングで委員会が JICA に助言を行うのが適切か個別に判断することがより妥当であるため、かかる対応を可能とするよう、運用目安を改訂する必要がある。

2. 運用目安の改訂(案)

（１）運用目安の改訂

上記 1. を踏まえて、委員会が JICA に助言を行う時期を明示するため、運用目安に以下下線部を追加する。

【運用目安】

1) 協力準備調査

- ・ 委員会は、環境社会配慮調査のスコーピング案及び環境社会配慮調査結果を反映した報告書ドラフトに対して、助言を行う。
- ・ 環境社会配慮調査を案件形成の初期段階で部分的にのみ行う調査の場合、調査内容に応じて委員会は助言を行う。
- ・ 補完型調査の場合、調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに応じて委員会は助言を行う。

上記 2 点目について、委員会がスコーピング案について助言を行う時期は、以下の 3 ケースに整理される（別添 2 参照）。

ケース 1（一段階目でスコーピング案を策定し、ステークホルダー協議(SHM)実施を支援する場合）：協力準備調査（一段階目）で、スコーピング案について委員会は助言を行う。

ケース 2（一段階目でスコーピング案を策定するが、SHM 実施を支援しない場合）：協力準備調査（一段階目）で、委員会は助言を行わず、SHM 実施を支援する協力準備調査（二段階目以降）で、スコーピング案について委員会は助言を行う。

ケース 3（一段階目の調査でスコーピング案策定に至らない場合）：協力準備調査（一段階目）で、委員会は助言を行わず、SHM 実施を支援する協力準備調査（二段階目以降）で、スコーピング案について委員会は助言を行う。

いずれのケースにおいても、報告書ドラフトについては、環境社会配慮調査が完了し、結果が反映された最終段階の協力準備調査報告書について委員会は助言を行う。さらに、環境レビュー段階において、委員会は JICA から報告を受け、必要に応じて助言を行う。

(2) 運用目安改訂の確認スケジュール

運用目安の改訂にかかるスケジュールは以下の通りとする。

8 月 1 日 委員会全体会合で、事務局より運用目安改訂案を提案

8 月 24 日 事務局より運用目安改訂案（修正版）をメールにて報告

（5 営業日 助言委員からの意見・コメント受付期間）

9 月 1 日 助言委員からの意見・コメント締切

9 月 2 日 委員会全体会合での説明、審議の上、運用目安改訂の確定

(3) 運用目安改訂の施行

運用目安改訂の確定時に実施中の協力準備調査を含めて、順次適用するものとする。

別添 1：「環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安」（2010 年 3 月）

別添 2：協力準備調査の助言時期（概念図）

以 上

環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
1. 目的 本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。	・「委員会」は、環境社会配慮助言委員会の略記である場合と、環境社会配慮助言委員会の全体会合を示す場合がある。
2. 委員会の業務 （1）対象とする事業 カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。 ①協力準備調査に対して助言を行う。 ②環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。	・カテゴリ A 案件のすべてを対象とし、B 案件は必要に応じて対象とする。なお、JICA あるいは委員会から、報告・助言の対象とすることが求められた場合には、JICA 及び委員会で協議の上、対応する。 1）協力準備調査 ・委員会は、環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトに対して、助言を行う。 ・補完型調査の場合、調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに応じて委員会は助言を行う。 2－1）環境レビュー段階 ①協力準備調査を実施した案件の場合 (a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書（EIA、RAP 等）等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。 (b) (a) 以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。 ②協力準備調査を実施していない案件の場合 (a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。 (b) (a) 以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
③開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。 ④緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。 (2) 助言の方法 助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。	2-2) モニタリング段階 ・上記2-1) で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。 3) 開発計画調査型技術協力 ・委員会は、本格調査段階において、環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトに対する助言を上記1) 協力準備調査と同様の手順で行う。
3. 委員会の構成と機能 委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。 委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。 助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ (WG) を設けておき、案件ごとの助言案を作成する。 委員会では、案件ごとに担当する WG を決定し、作業を依頼する。 委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定のうえ、J I C A に助言する。 この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長判断により、この方法で審議を行うことができる。	・委員会は、WG の助言案を尊重したうえで、確認を行う。 ・「この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合」とは、全体会合で助言文書を確定できなかった場合を指す。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
4. 委員 委員の任期は原則２年間とする。 ただし、再任を妨げないものとする。 改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。 委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。	
5. 委員長と副委員長 （１）委員会に委員長１名と副委員長１名ないし２名を置き、委員の互選により選任する。 （２）委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。 （３）副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。	
6. WGの作業 （１）それぞれのWGは、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。 （２）WGは原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。 （３）WGの会合は、当該WGの構成委員の互選で選出する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。	
7. 情報公開 委員会の会合はすべて公開で行われる。WGの会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。 また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。	・会合は傍聴を可とする。ただし、会議の妨害を行った者はこの限りでない。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WGは発言者名を記した議事要録でも可とする。 委員会、WGにおける配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。	
8. 事務局 委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査第1課及び環境社会配慮審査第2課が行う。	
9. 適用 委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月）に定められた審査諮問機関の役割も果たすものとする。	・ 本年 7 月に業務を開始できるよう、準備を進める。

以上

協力準備調査の助言時期(概念図)

協力準備調査を二段階で実施するケース

ケース1

一段階目でスコーピング案を策定し、SHMを実施する場合

協力準備調査段階 (一段階目)

助言委員会による助言
(スコーピング案)

スコーピング案策定

スコーピング案にかかるSHM

協力準備調査段階 (二段階目)

助言委員会による助言
(ドラフト報告書)

報告書案作成

報告書案にかかるSHM

ケース2

一段階目でスコーピング案を策定するものの、SHMを実施しない場合

協力準備調査段階 (一段階目)

スコーピング案策定

協力準備調査段階 (二段階目)

助言委員会による助言
(スコーピング案)

スコーピング案確認

スコーピング案にかかるSHM

報告書案作成

報告書案にかかるSHM

ケース3

一段階目の調査でスコーピング案策定に至らない場合

協力準備調査段階 (一段階目)

協力準備調査段階 (二段階目)

スコーピング案策定

スコーピング案にかかるSHM

報告書案作成

報告書案にかかるSHM

JICAによる環境社会配慮助言委員会への報告、(必要に応じて)助言委員会による助言
(環境レビュー段階)

審査段階(含む環境レビュー)

JICA理事会(審査後)/日本政府への報告

日本政府/JICAによる意思決定(交換公文・借款契約締結)